

平成 3 0 年

第 7 回西原村臨時会会議録

平成 3 0 年 8 月 2 7 日

平成 3 0 年 8 月 2 7 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成30年第7回臨時会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
8月27日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none">・開会・会期の決定・村長提案理由説明・議案審議 (議案第51号～第57号)	

提 出 議 案 等

(平成30年8月27日提出)

(村長提出議案)

- 議案第51号 公有財産購入変更契約の締結について
- 議案第52号 物品購入契約の締結について
- 議案第53号 工事請負契約の締結について
- 議案第54号 工事請負契約の締結について
- 議案第55号 工事請負契約の締結について
- 議案第56号 工事請負契約の締結について
- 議案第57号 平成30年度西原村一般会計補正予算(第2号)について

目 次

第1号（8月27日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名について	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 村長提案理由説明（議案第51号～第57号）	5
日程第 4 議案第51号 公有財産購入変更契約の締結について	6
日程第 5 議案第52号 物品購入契約の締結について	9
日程第 6 議案第53号 工事請負契約の締結について	12
日程第 7 議案第54号 工事請負契約の締結について	12
日程第 8 議案第55号 工事請負契約の締結について	12
日程第 9 議案第56号 工事請負契約の締結について	12
日程第10 議案第57号 平成30年度西原村一般会計補正予算（第2号）について	19
閉 会	20
署 名	21

第 1 号 (8 月 2 7 日)

平成30年第7回西原村議会臨時会会議録

平成30年8月27日、平成30年第7回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

平成30年8月27日（月曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長提案理由説明（議案第51号～議案第57号）
- 日程第 4 議案第51号 公有財産購入変更契約の締結について
- 日程第 5 議案第52号 物品購入契約の締結について
- 日程第 6 議案第53号 工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第54号 工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第55号 工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第56号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第57号 平成30年度西原村一般会計補正予算（第2号）
について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	内 田 安 弘 君
総務課長	西 山 春 作 君
震災復興推進課長	高 本 孝 嗣 君

○議長（宮田勝則君）改めまして、おはようございます。

本日は全員出席であります。

第7回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成30年第7回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番議員、林田直行君、9番議員、桂悦朗君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りに決定いたしました。

日程第3、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

平成30年第7回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位には公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、熊本地震から2年4カ月が経過し、村民の方々の幸せのために一日も早い復興に向けて取り組んでいるところでございます。自力で住宅の再建が厳しい方のためにも、一日も早く災害公営住宅を提供したいと考えておりました。

山西地区の災害公営住宅整備事業につきまして、落成式にはお忙しい中、議員の皆様にもご来賓としてご出席をいただき、まことにありがとうございました。おかげさまで、計画しておりました全ての災害公営住宅を県内で最初に完成することができました。議員各位にお礼を申し上げます。

さて、今回の臨時会は、公有財産購入変更契約の締結について等をお願いするものでございます。事務手続を考慮し、早急に議会の議決が必要となりましたので、議員各位にはご多忙とは存じますが、臨時会をお願いいたしました。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第51号、公有財産購入変更契約の締結についてご説明申し上げます。

今回、災害公営住宅山西地区において、公有財産購入契約を締結しておりますが、主にフェンスや階段等設置の附帯工事や用地拡張に伴う土どめ工の追加工事等が生じ、購入金額が変更となりましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、震災復興推進課長よりご説明いたします。

議案第52号、物品購入契約の締結についてご説明いたします。

小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプの購入につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

続きまして、議案第53号から議案第56号につきましては、全て工事請負契約の締結についてでありますので、一括して提案させていただきます。

議案第53号、下小森地区大規模盛土滑動崩落対策工事。

議案第54号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（葛目谷②）。

議案第55号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（大峯・奈良山①・中野尾）です。

議案第56号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（門出③・市川原）。

以上4件につきましては、熊本地震により被災した宅地等の復旧事業につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、震災復興推進課長よりご説明いたします。

議案第57号、平成30年度西原村一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,365万4,000円とするものでございます。

歳出で、平成30年7月豪雨災害により被災した宇和島市に見舞金を贈呈するため、総務費の総務管理の中で諸費として50万円を増額し、予備費を同額減額するものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、本臨時会におきましては、議案7件を提案させていただきました。議員各位におかれましては慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、議案第51号、公有財産購入変更契約の締結についてを議題とし

ます。

内容の説明を震災復興推進課長に求めます。

(震災復興推進課長 高本孝嗣君 登壇 説明)

○震災復興推進課長(高本孝嗣君)おはようございます。

それでは、議案第51号について説明させていただきます。

議案第51号、公有財産購入変更契約の締結について。

次のとおり公有財産購入変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

平成30年8月27日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、財産購入物件の表示。

1) 物件の種類、災害公営住宅45棟、集会所1棟、附帯施設一式。

2) 家屋の種類及び構造、2LDK(61.94㎡)木造平屋建て30棟、3LDK(71.05㎡)木造平屋建て15棟、集会所(60.84㎡)木造平屋建て1棟。

3) 所在地、阿蘇郡西原村大字鳥子字鳥越659番地1の一部ほか8筆でございます。

4) 変更前の購入金額、9億4,106万9,370円(税抜き額8億7,136万528円)、変更後の購入金額、9億7,094万2,776円(税抜き額8億9,902万1,089円)となっています。

2、契約の相手方、所在地、熊本県熊本市南区城南町舞原195番地22、会社名、株式会社エバーランド、氏名、代表取締役、久原英司。

宅地建物取引業者、免許証番号、熊本県知事(1)第5237号、事務所所在地、熊本県熊本市南区城南町舞原195番地22、商号または名称、株式会社エバーランド、代表者氏名、代表取締役、久原英司、宅地建物取引士、登録番号(熊本)第005806号、氏名、桑原貫治。

今回の変更契約の締結につきましては、金額を増額とさせていただいておる契約でございます。その主な内訳といたしましては、住宅本体工事383万1,616円の減額及び附帯施設、共同施設整備等の費用で3,149万2,177円の増額となっております。

主な変更点につきましてご説明させていただきます。

住宅の本体工事費のほうで減額させていただきました分につきましては、室内空気中の化学物質の濃度の測定あたりの検査の減になりまして、設計工事費の管理費で77万5,000円の減額、それと、住宅本体工事費の中で基礎となります柱状地盤改良の点数が2点ということで減額になりまして、この分が1,718万円から424万円と減額させていただいております。

それと、山西地区につきましては、地上デジタルの放送が非常に入りやすく、共同アンテナを設置することといたしまして、そちらのほうで共同ア

アンテナを設置いたしました分で672万円ほど増額をさせていただいております。それと、道路地盤のほうがある程度高くなりまして、玄関の入り口のそれぞれの骨子をつけるようにいたしまして、安全策として316万4,000円ほどの増額をさせていただいております。

附帯工事及び共同施設につきましては、先ほど申しましたように、特にアンテナはくぼ地でございます。そちらのほうで1戸当たり2万円のアンテナの設置費用を計上しておりましたんですけれども、試験の結果、入りが悪いということで、集会所の北側のほうに共同アンテナを設置するというふうに計画をいたしております。

それと、追加で、ほかに附帯工事の部分で、当初附帯工事をポストコーンの10万円で計上しておりましたけれども、実際工事に入りますと、高低差を生かした整備になったため、安全柵の設置や段差を解消するための階段あたりを設け、また、手すりなどの費用を要したことによって増額となりました。また、住宅に対しますユニバーサルデザインで道路に印をつける整備などの整地工費用も要したため、増額となっております。

以上が主な変更の部分で増額になりました内訳となっております。あとにつきましては、議員各位のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります前に暫時休憩します。

（午前10時15分）

（午前10時15分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

今説明を受けましたけれども、どんなに考えても高齢者の方々が割とメーンになるのかなと思っておりますが、熊本消防局のほうからの指摘とか、また実際道路とかに入られたと思うんですけれども、そちらの方面からの何か指摘等はなかったんでしょうか。

○議長（宮田勝則君）復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）直接そちらのほうのお話を伺ったことはございません。ただ、やはり河原の団地あたりを見ましたときに、皆さん方のご指摘といいますよりもご提案の中で改良された部分も山西のほうで發揮させていただいたというところでご理解をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）もう一度すみません、例えば消防車とか救急車とかが入ったりして、そういったところで何か実際もう検証じゃありませんけれども、そういうのはされて何もなかったのかと、そこらあたりをちょっと聞きたかったです。

○議長（宮田勝則君）復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）もともと設計の段階で、やっぱり緊急車両が入るようにということと、ご存じのように仮設団地の中でも緊急車両が入るような道路の配置をされておりますけれども、やはり設計する段階で、高齢者の方々がいっぱいいらっしゃるということで、いつ何どきで救急車両が入るかわからないというところにつきましては、普段から車両の入らないようなパイプコーンを立てて、普通の車両は進入禁止ということでしております。いざといったときにはそのパイプを抜けば緊急車両も入りますし、普通の方の車両も入ってまいります。普段からそのような形で、山西地区、河原地区につきましては駐車場以外の路面駐車というんですか、路上駐車についてはくれぐれもしないようという指導はしております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第51号、公有財産購入変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第52号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）おはようございます。

議案第52号についてご説明いたします。

議案第52号、物品購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

平成30年8月27日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

- 1、契約の目的、小型動力ポンプ積載車（3台）及び小型動力ポンプ（1台）購入。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、1,411万1,280円（税抜き額1,306万6,000円）でございます。
- 4、契約の相手方、所在地、熊本市中央区神水2丁目6番7号、会社名、野々村ポンプ株式会社、代表者、代表取締役、湯本淳二。

次のページに、仮契約書を添付しております。

各消防団に整備をしております小型動力ポンプ積載車と小型動力ポンプにつきましては、これまで経過年数20年を目安として更新・購入しております。今回経過年数20年を迎える2分団3班に加えまして、財源として緊急防災・減災事業債が平成32年度までとなっていることがありますので、19年を迎える4分団1班、18年を迎える5分団1班を前倒しで更新・購入するものでございます。

なお、小型動力ポンプにつきましては、同じく経過年数20年となる2分団3班の更新・購入をするというものでございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたが、暫時休憩します。

（午前10時22分）

（午前10時23分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

内容の説明は終わりましたが、内容の説明中で訂正がありますので、訂正を求めます。

総務課長。

○総務課長（西山春作君）すみません、今議案の説明をさせていただいたんですけれども、議案の中で物品購入契約の締結についてということで、次のとおり物品購入契約を締結したいのというところの右側で、地方自治法第96条第1項8号と、こう書いてありますが、第8号ということで、第を8号の前に入れていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）7番議員、山下です。

ポンプ車の関連についてよろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）契約の関連はどこまでかという話ですか。全然関係ない方向ではちょっと困りますけれども。

○7番議員（山下一義君）じゃ、ちょっと余談になりますけれども。

○議長（宮田勝則君）まずは、じゃあどうぞ。

○7番議員（山下一義君）震災が起きまして2年4カ月になりますけれども、小型ポンプの積載車の倉庫、これが壊れているところがあります。今雨ざらしになっているところ、あるいは応急処置としてパイプのビニールシートでかぶっているところ、そういうところが見受けられます。やはりどうしてもこういう積載車、大事な財産でありますから、そういうふうな雨ざらしになっているとやっぱり傷みもひどくなると思えますけれども、そういうところの村としての今後の対策といたしますか、いつごろにはもとのポンプ積載車の倉庫ができるのかをわかっている範囲内で、よかったですらお願いします。

○議長（宮田勝則君）ただいまの質問は、気持ちはよくわかりますけれども、関連のところから少し逸脱しておりますけれども、総務課長、よございますか。3台購入になっておりますけれども、今回の3台の新車購入をされることの納車すべき班のところには車庫はありますか。

総務課長。

○総務課長（西山春作君）今回、小型動力ポンプ積載車の格納庫につきましては、万徳、名ヶ迫は仮でビニールシートの設置を今地元でしているところになっていると思えます。門出、田中につきましては、今の積載車の格納庫がございます。テントのほうもビニールシートの仮格納庫という形で設置がされているところです。

○議長（宮田勝則君）山下議員、新車は以上のようなので、今議案には少し関係ありませんので、次回質問していただければと思います。

ほかに質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番、堀田です。

先ほど、小型ポンプの積載車は2-3、4-1、5-1ということですが、小型動力ポンプ1台となっておりますが、これは、以前は部落の購入に対して村からの補助だったかと思えますけれども今は全額村が負担ということで、以前は、積載車は村からの貸与、ポンプは部落の財産となっておりますが、このあたりの関係は今どこに小型動力ポンプは行くのか。そして、それはいつからこういうふうな補助金の規定が変わったのかなと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）ただいまの小型動力ポンプですけれども、これにつきましては、現在、村の所有ということで、村が購入するという事になっております。それに伴って起債等もその事業に対して充てるということでしているところです。

こうなった部分についていつからかというのは、ちょっと今確実には把握しておりませんが、この分についてはちょっとまた調べさせていただきます。

小型動力ポンプは、先ほども説明させていただきましたけれども、2分団3班、万徳、名ヶ迫のところに設置する予定となっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）堀田議員、よろこびますか。

暫時休憩します。

（午前10時33分）

（午前10時35分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）せんだって、郡の操法大会がございました。今機械も日進月歩で進んでおりまして、やはり見ておりますと、給水の性能のいいやつを各町村持ってきておりましたが、今回機械を買われるときにB-2級、B-3級とありますが、このあたりはある程度は決めて購入されるのか。性能あたりも考慮されて購入されたかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）小型動力ポンプにつきましてはB-3級を今までも購入しておりますけれども、これを購入する予定としております。以上です。

○議長（宮田勝則君）よろこびますか。

（「はい」の声）

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第52号、物品購入契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第53号から日程第9、議案第56号までの工事請負契約の締結については一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、一括議題といたします。

内容の説明を震災復興推進課長に求めます。

暫時休憩いたします。

（午前10時37分）

(午前10時37分)

○議長(宮田勝則君)休憩前に引き続き会議を再開します。

内容の説明を震災復興推進課長に求めます。

(震災復興推進課長 高本孝嗣君 登壇 説明)

○震災復興推進課長(高本孝嗣君) それでは、議案第53号から説明させていただきます。

議案第53号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年8月27日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西大滑第3号、下小森地区大規模盛土滑動崩落対策工事。

2、契約金額、8,550万3,600円(税抜き額7,917万円)。

3、契約の相手方、所在地、阿蘇郡西原村大字小森1217番地、会社名、株式会社高橋工業、代表者、高橋亘。

次のページを見ていただきたいと思いますが、この下小森地区につきましては、ブロック積み延べ215m、固結材盛り土2,217m³で行う工事でございます。

これにつきましては、下小森地区の神社の南側に当たります集落の全体の盛り土になっておりますところを滑りどめということで、こちらのほうでブロック積みと固結材の盛り土ということで、集落全体を覆うような形でする工事でございます。

工事箇所につきましては4カ所から5カ所、少し残っておりますけれども、5カ所を一応工事といたしまして行う計画でおります。これが終わりましたら各個人の盛り土だったり、ブロック積みの工事がなされるかと思っております。

続きまして、議案第54号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年8月27日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西滑動第18号、宅地耐震化推進(拡充)滑動崩落対策工事(葛目谷②)。

2、契約金額、9,369万円(税抜き額8,675万円)。

3、契約の相手方、所在地、阿蘇郡西原村大字鳥子2710番地、会社名、日置工業株式会社、代表者、日置一登。

こちらのほうは主に吹きつけのり砕工ということで、こちらのほうは、234.2㎡を一応吹きつけ工を行い、また、地山共同盛り土ということで、くいを3mのものを169本、6mから6.5mのくいを112本打ち込みます。それと、あとは16.3mをブロック積みということで、この工事を行わせていただきます。

続きまして、議案第55号でございます。

議案第55号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年8月27日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西滑動第19号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（大峯・奈良山①・中野尾）。

2、契約金額、7,628万400円（税抜き額7,063万円）。

3、契約の相手方、所在地、阿蘇郡西原村大字宮山865番地、会社名、藤川建設株式会社、代表者、藤川俊光。

こちらのほうは3カ所ございまして、まず最初に、大峯地区につきましてはブロック積みでございます。もともとありましたU字溝、または自由勾配のU字溝あたりの撤去も含まれておりまして、これが73.7mをブロック積みということでございます。

続きまして、2カ所目が宮山に店がございましてけれども、そちらのすぐ近くのところの村道沿いでございましてけれども、こちらが復旧延長が20.9mの復旧工事を行います。

続きまして、また宮山の入り口になるかと思っておりますけれども、宮山の納骨堂先になりますところの復旧が39.4mのブロック積みを行うということで、こちらの議案第55号の契約については3カ所の工事箇所となっております。

続きまして、議案第56号を説明させていただきます。

議案第56号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年8月27日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西滑動第20号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（門出③・市川原）。

2、契約金額、7,138万8,000円（税抜き額6,610万円）。

3、契約の相手方、所在地、阿蘇郡西原村大字河原1086番地、会社名、有

限会社堀田建設、代表者、堀田賢司。

こちらのほうは、工事箇所は秋田地区でございまして、こちらの工法は網状鉄筋挿入工33本を13.5mに対して行います。それと地山補強盛り土ということで、7mから7.5mのくいを16本挿入予定でございまして。それと吹きつけのり砕工が17㎡でございまして。

以上で、契約のほうのご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前10時46分）

（午前10時46分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの議案第53号から第56号の議案説明の一部訂正がございまして、復興推進課長に訂正を求めます。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）ただいま議案の説明をさせていただきました第54号につきまして、日置工業株式会社代表者、日置カズヒコと申し上げたということで、代表者、日置一登のほうに訂正方よろしくお願ひいたします。

もう一つ、議案第56号になりますけれども、こちらの代表者を堀田ケンジと申し上げましたけれども、名前が堀田賢司ですので、よろしくお願ひいたします。

以上、4件のほう計上させていただきますので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

先ほど冒頭に申し上げました訂正の方でございまして、こちらにつきまして、本議会中に一応次のとおりの工事の契約の締結についての地方自治法第96条第1項第5号という「第」をこの議案中に訂正方よろしくお願ひいたします。

以上3点、修正方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）各契約に関して個別云々ではありませんけれども、第4回からずっともう約十四、五本になるのかなと思っておりますが、何%ぐらいになるのか、今回の工事請負契約が起こったことによって。件数大体。進んでいるとは思っておりますけれども。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前10時49分）

（午前10時50分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）契約につきましては、前年度の3月に行われました後、今度は新年度で今回この契約をさせていただくわけでございますけれども、この4件以外にも議会に付すべきことではない案件もございまして、金額につきましては約4億2,000万円ほどが今回の契約になっております。

全体的な金額は、工事請負金額と委託関係が、うちのほうの復興推進課のほうで工事関係については全体的には約90億円ほど持っております。件数につきましては、その都度上がってくるところでございまして、特に集落再生につきましては個別の件数もございまして、何本あるかが今のところは、集落全体は一本化ということで頑張っておりますけれども、工事の箇所についてはその都度出るときもありますので、工事の箇所からいきますと何割というのはちょっと今の段階ではお示しができない状態でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）今担当課長が言いましたように、本数はなかなかわかりづらいところもございまして。今、設計をまだしておるところもございまして、金額的に約92億円ぐらいございまして。今出しておるのが16億円ぐらいで、パーセントにすれば17か18%ということもございまして。何分にも工事箇所も多い、工事金額も多いということでもありますけれども、いつも言いますように平成29年度予算ということで、平成30年度には発注してしまわなくてはならない。平成31年度で完成をしないといけないということもございまして。予算関係もそのような状況でありますので、設計が上がってまいりますけれども、その積算は職員がやりますので、その職員も今の復興推進課の中でやれば、あの部屋でやればなかなかお客様の対応もございまして、積算だけは別の部屋に行ってやろうかということで、今部屋の確保もしておるところもございまして。

そういったことで、今建設的には発注額としては17か18%ということもご理解いただきたいと。件数はわかりません。まだまだふえると思いますので。そういったことでもございまして。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ある方は。

質疑の折、議案番号等お示しいただき質疑していただきたいと思っております。質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番議員、林田です。

これは第53号の工事契約のところですが、ちょっと図面を見ますと、小森地区の集落再生にかかわっておられたところの関係もあると思っておりますが、

一応家も建ったところもあると思うので、その土地をとめるというような考えでよかったですか、考え方は。滑るところ。3番、4番のところのとめるところ、そういうのは宅地の建っておるところの集落再生で出られる方もおられるばってん、するというような感じで、その土どめをするというような感じでよございませうか。

○議長（宮田勝則君）復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）先ほども申しあげましたけれども、全体的に滑りをとめて、そのブロック工の裏に固結材を盛り土すると、要はがちがちにしてしまうということでございまして、表のほうは、先ほど申しましたようにブロック積みで4カ所に延べ215mのブロック塀をつくります。その後ろのほうに固結盛り土と、固化材盛り土ということで2,215m³ほど、その後ろのほうに入れさせていただいて、岩のような地盤をつくって山滑りをとめるというような工法でございませう。

その上に家を建てられる方が建てるというような状態になりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）この事業はやっぱり災害復旧という名目ですか。この辺の道路がちょっと狭いので、どやんかそういう対応で引いて地主さんと話しても何かできんのかなと思つたんです。そういうのは一応事業的に無理ということですか。用地確保を一応しておくというような感じで。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）もともと盛り土地区であつたということは、どこでも同じですけども、もともと傾斜地であつて、それを切り土、盛り土してきたと。その盛り土自体がこの工事名と全く一緒に、滑り落ちるためのこういった対策をやるということでありまして、それを滑りどめせんと、すぐその前に石垣をして宅地をつくる。宅地をつくれればようやく家が建てられると。自力で再建する方々は、そこに家を建てていただくということでありませう。

そして、今申されましたように、道路を広げてもらえんかというところは、地元の方々からそういった要望があれば、地権者の方々と相談しながら進めていくということも実際行つております。大切畑地区もまさしくそのとおり、3mしかなかつた道路を5m、6mの道路にする。新しい道路が1本いくる。古閑も布田も風当あたりも全くそのとおりで道路を広げていきます。そして、また1つは、きょう建設課は来ておりませうけれども、建設課がこの道路はどうしても広げたがよかというところがあれば、震災復興推進課と一緒にやつて、なら石垣を敷きましようかということで、狭い道路があつたならば広げていくということも、今両方の課がそういった共通認識を持って進めてもらうならということでありませう。

ただ、それには地権者の方々の協力が要ります。自分の前の石垣の場合、

こういった事業でやってもらうけれども、それを引くことによって土地が減りますので、そのことによって道路は使いよくなるけれども、地権者の方々が理解をしていただければ、そういったこともやっていこうかと。

今だからできること。もう石垣がついてしまうとできませんので、今だからできることはやっていこうかということで、お互いの課が連携をとって進めていくようにということで、私のほうからは指示をしております。

ということで、そういったところが集落にあれば、集落の方々が言っていたら、そして集落の方々が、できますならそういった要旨も下準備で話をしていただければスムーズにできるのではなかろうかなというふうに思っております。今そういったことで進めているところも幾つかございます。ただ、まだ最終的な話ができておらんところもございますけれども、そういったことで進めるならばというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君） よございますか。

（「はい」の声）

○議長（宮田勝則君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、各議案ごとにこれからとり行いたいと思いません。

議案第53号について、討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第53号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君） 全員起立であります。

よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

次に、議案第54号について、討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第54号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君） 全員起立であります。

よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

次に、議案第55号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第55号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

議案第56号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第56号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第57号、平成30年度西原村一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) それでは、議案第57号についてご説明いたします。

議案第57号、平成30年度西原村一般会計補正予算(第2号)。

平成30年度西原村の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,365万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年8月27日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

6ページをお願いいたします。6ページ、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目6諸費50万円の増額補正でございます。

平成30年7月豪雨災害見舞金分です。

款13予備費50万円の減額補正でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第57号、平成30年度西原村一般会計補正予算(第2号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、これをもって平成30年第7回西原村議会臨時会を閉会いたします。

午前11時06分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

8 番議員 林 田 直 行

9 番議員 桂 悦 朗